

# 令和3年度 第2回湖西市男女共同参画審議会

## 会議録兼意見書

記録者 市民課 松井

- ▶ 日 時: 令和3年11月19日(金) 10時00分～11時30分
- ▶ 場 所: 湖西市民活動センター 2階 大会議室
- ▶ 出席者  
委員: 檜村愛子、河辺順子、疋田史郎、宮原俊、片山静馬、平岡新、小池律江、中嶋くみ子  
事務局: 市民安全部長、市民課(課長、課長代理兼係長、副主任)
- ▶ 資料: 次第
  - 【資料1】宣誓制度素案
  - 【資料2】宣誓制度実施要綱案
  - 【資料3】制度導入スケジュール・行政サービスについて
  - 【資料4】意見交換会にていただいたご意見・ご要望について

### ▶次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議題

(仮称)湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

4 閉 会

## 1. 開会

(略)

## 2. 会長あいさつ

今回は来年4月からのパートナーシップ制度導入に向けた審議会である。のちほど説明があるが、9月に開催されたオンラインの意見交換会でも活発な議論が交わされた。今後はパブリックコメントの実施に向けた制度設計案の提示ということで、活発な審議をお願いしたい。

また私事であるが女性の貧困問題に関する講演を行ったことが新聞に取りあげられるなど、女性の貧困に関する世間の関心も高まっている。本市でもシーセッションと呼ばれる、コロナ女性不況問題に取り組んでいただきたい。

## 3. 議題 (仮称)湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

制度設計案及び要綱案について事務局より報告した。【資料1・資料2参照】

会 長: 先日の意見交換会では、受領カードに本人が望まない性別の戸籍氏名記載を強いられることは差別だと強く抗議されていた。この点是对応いただいて改善されている。

**指摘1** 資料1の「3. 制度の概要」2段目に「宣誓者の性別、性的指向、性自認を問わず、事実婚の方も宣誓することができます」とあり、セクシュアリティの話が事実婚にかかっているように見

えるので、文章を途中で分けたほうがよい。

**指摘2** 「パートナーシップ・ファミリーシップ関係」（以下「PF 関係」という。）という概念について、二人ならパートナーシップで子供がいる場合はファミリーシップという扱いだと思うが、この定義では PF 関係は二者の関係ということになっている。兵庫県明石市は定義した後はパートナーシップ等という使い方をしているが、現実には子供を入れた関係をファミリーシップというのではと思う。

**指摘3** 明石市の定義では、PF 関係の中に恋愛・性愛関係の他に家族としての関係を結びたい場合が想定されていると思う。二者関係にも家族という言葉を入れていくとフランスの PACS のような概念に近くなる。たとえば女性同士で、恋愛性愛関係ではないが家族関係になりたいというような方がいれば、パブコメでも質問が出てくるかもしれない。

**指摘4** 会長が仰ったことと関連して気になったことは、宣誓要件に「他の者と PF 関係にないこと」とあるが、湖西市の要綱に定義する関係にはないとしても他の自治体から転入してくる場合に、他市の定義とは少し異なる可能性がある。たとえば「当市における PF 関係あるいはそれに準ずる関係」という触れ方をした方がよいのではと思った。

**指摘5** 資料2の要綱2条「定義」にある「2者」という言葉は漢数字の方がよいと思う。他市も漢数字になっている。

**指摘6** 宣誓の要件に対して、どこまでの資料を出してもらってどこまで審査するかということがあると思う。たとえば、要綱の様式1号「宣誓書」の裏面に記載された各要件にレ点を入れてもらうことにより自己申告で満たしていると確認できるものもあれば、添付書類で確認できることもある。市内在住か否かは住民票、成年に達しているかや配偶者がいないかどうかは戸籍、外国籍の方の場合は独身証明といった書類が要求される。「他の者と PF 関係にないこと」については書類を要求されていないが、この事実を確認する書類はなく、証明することもできないと思う。これは自己申告を信じるしかない。次に「お互いに近親者（三親等内の傍系血族）ではないこと」については、厳密には戸籍を追っていけば確認できるが、膨大な戸籍が必要になる。外国籍の方は戸籍もないため、ある程度は自己申告ということになる。また未成年の子がいる場合については、「一方又は双方の子であって生計が同一である」と細かい要件が定められているわりに、これに関する書類は要求されていない。

事務局：住民票に子の氏名が記載されていれば世帯が同一であることが確認できる。

委員：住民票は、世帯全員のものでもなく住民票と認められてしまうところがあるので、確認する場合は世帯全員のものを求めたほうがよい。生計同一については確認が難しい。他自治体でも言われているが窓口での実質的な審査は難しいので、ある程度自己申告を信じるしかないという運用になることも理解できる。ただし万が一、何らかの形で悪用された場合に制度自体が危うくなることは避けたいがあるので、条文でいうところの「その他必要がある市長が相当と認める必要書類」を出してくださいという運用をするしかない。

会長：そのほかに、アウトティングや人権について配慮をするということはどこかで触れた方がよい。趣旨に入れるのがよいのか、その他の部分がよいのかは一考いただきたい。

**質問1** なぜ「宣誓」という言葉を使うのか。市長に対する宣誓という言葉に違和感がある。

会長：意見交換会の中でも当事者の方から指摘されていた。

事務局：ご指摘のとおり意見交換会でも、「宣誓」ではなく「届出」手続きの自治体もあり、当事者間でも市長に対する「宣誓」とは？書類手続きで「届出」でよいのでは？というご意見をいただいた。たしかに婚姻は届出なのに、パートナーシップはなぜ宣誓という言葉を使うのかという点について整理が

必要だと考えた。調べていくと、行政手続法第2条では「届出」という言葉について「行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く)であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの、自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものをいう」と定義付けられる。本制度は法令による根拠も効力もないため、「届出」という言葉を使うことで「なんらかの効果が発生しう」と当事者やサービス提供者に誤解させる恐れがある。この制度は「二人の宣誓を受け止める」という内容面から、「宣誓」が望ましいと考えた。

会 長：「宣誓」という言葉を使わない自治体もある。フランスなどでは、宗教婚でない場合、市長の前で宣誓をしている。それも結婚を宣誓という価値観で考えているわけで、根底にはキリスト教がある。

また、婚姻は第三者の氏名を書く欄があるが、パートナーシップではそれもないので、市長(市)がその役目を果たすという意味もあるのではと思う。また実際に市長の目の前で宣誓をするわけではなく、市民課に書類を出すことになる。

**指摘7** パートナーシップは2人で出しにこななければいけないという点で婚姻よりも手続きが複雑に感じる。婚姻届ならば1人で出せる。

事務局：現在は婚姻届の提出の際にも本人確認は必ず行う。また成りすましで届出されることを防ぐため、一方が提出すればもう一方に婚姻届が提出された旨を通知をする。この点において婚姻とパートナーシップに大きな差はないと認識している。

**指摘8** 婚姻も本人確認必須とは知らなかった。その他に、「パートナーシップ・ファミリーシップ」と真ん中に点が置かれると、二つあるように、それぞれが別のもののように見える。パートナーシップの中にファミリーの定義を入れて整理すれば並列する必要はないのではと思う。

会 長：現在はファミリーシップを入れているところが最先端だと思うが、二つを差異化するために制度名に入れていると思う。

事務局：ご指摘のとおり、ファミリーシップはまだ導入自治体が少ないため認知度も低く、制度名に入っていなければ湖西市がファミリーシップを含んでいることが伝わらないと考えた。

会 長：スタートとしてはパートナーと「子ども」を育てる際の関係の保護という側面がある。様々な意見はあると思うが、今後も制度をよくしていく中で変えていくことができる。条例ではなく要綱ではじめるのも、様々なニーズや運用して出てくる問題点に素早く対応するためだろう。

委 員：内容を変えるのは実際どのくらい大変なのか。

事務局：条例だと議会で議案として上程し、承認されなければならないため変更にも時間は要する。今回の要綱は、市の内部的な承認で運用していくため、スピード感があるのは要綱。

委 員：運用の中で生じた課題等についてはスピーディに対応していただきたい。しかし最終的には法律が変わらなければ婚姻と同じような拘束力もない。

委 員：ニーズや課題に素早く対応するには要綱が適切。制度を育てていく、ある程度定着させていくことが大切かと思われる。

会 長：マイノリティの方々是非常に弱い立場にあるので、やはりどこかに「人権に配慮」という文言は入れておくべきと思う。他自治体で入れているところもある。

委 員：制度名はシンプルに「ファミリーシップ」だけでも良いのではと感じていた。まだ言葉が浸透していないという話だったが、将来的にはシンプルになると好ましい。また「事実婚」とは異性同士のカップルという意味合いか、どこかへ届けるものなのか。

事務局：異性同士の法律婚をしていないカップルを想定している。届出等はなにもない。夫婦別姓

の問題などから法律婚を選択できない、したくない方など様々だと思う。

会 長：結婚制度に組み入れられたくないという考え方もある。

委 員：ただし生活の中で子供がいれば保育園のお迎えなどで困ることなどもある。

会 長：湖西が事実婚を含むのは、性的マイノリティだけの制度としてしまうとアウトィングを恐れる当事者が制度利用しにくいというデメリットをカバーするためでもあると聞いた。

事務局：制度利用＝性的マイノリティとなると、使いたくても使いづらい人もいる。どんな方でも使えるとあった方が、結果としてみんなが使いやすいと考えた。他市の方から、宣誓をしたら職場等にただちに宣誓の事実がバレてしまうものなのかと誤解されている当事者の方もいると聞いたことがある。会長の指摘したように、人権への配慮という視点を強調することで、当事者のアウトィングへの恐怖を少し和らげることに繋がるかもしれない。

委 員：具体的には病院などで使うことになるのか。日常で困る場面が具体的に想定できない。

会 長：おっしゃるとおり、緊急時には特に意味を持つと思う。様々な困りごとの想定という意味では、LGBT 法連合会という団体が公開している「社会で直面する困難のリスト」が参考になる。

**質問2** 事実婚の方に対する生命保険や税金の扱いなど法的な援助はどうなっているのか。

事務局：民間の生命保険の受取人になることはできる。税金に関しては、民法における配偶者ではないので配偶者控除などの恩恵は受けられない。

委 員：湖西市で宣誓をすると、どのようなメリットが受けられるのか。

事務局：具体的なサービスの話は資料3に関わるため、そちらを説明させていただきたい。

**制度導入スケジュール・行政サービスについて事務局より報告した。【資料3参照】**

**質問3** スケジュールについて、実際にはいつ制度内容が完全に固まるのか。

事務局：12月初旬からパブリックコメントを実施し、終了後に内容に変更がなければ、内部の決裁を取ることで、1月中旬頃には制度内容が完全に固まる予定。施行日はあくまでも4月1日から。

会 長：意見交換会の中でも、制度が始まることで保守的な方からの差別が加速すると怖いといった意見があった。制度施行と同時に、広報を進めることも重要である。では続いて、意見交換会で出た意見について説明をお願いします。

**意見交換会にていただいたご意見・ご要望について事務局より報告した。【資料4参照】**

会 長：報告のとおり法的な効力の生じる制度ではなく、具体的に受けられるサービスもほぼないので現状である。しかし周知啓発を進めることが差別解消に繋がることにも制度実施の意味がある。また、ファミリーシップを含むことで子どもを視野に入れた移住定住施策としても機能する。

**質問4** 令和4年から成年が18歳となりパートナーシップの制度も利用できることになるが、高校では、制度導入と関連するような取組みの予定はあるか。直結する取組がなければ、基本的人権に関する取組などでも構わない。

委 員：高校では、特に男女の制服について話題になる。先日も県内で調査があったが、回答した県立高校88校のうち、男女とも着れる制服を作っているのが18校、そのうち3校は男子もスカートを履ける。湖西市内の2校はまだ対応していないが、県内高校の意識がそう動き始めているのは事実である。隣の浜松市内でも、大平台高校や浜松西高校など対応している。市内の2校もそういった検討を進めるべきではあるが、現実には、今の制服のまま下だけスラックス、というのは現実的ではないので、新しい制服を考えなければいけない。また、学校内での男女の取扱いも変化があり、来年度1年生からの新学習指導要領では、たとえば体育も水泳も男女を分けることはできない。男女別ではなく、男女同一集団での学習となる。環境が変わりつつあり、教員も時代とともに変わっていく必要がある。

**指摘9** パートナーシップとファミリーシップという言葉の整理がいまいちつかない。宣誓に関する定義について「PF 関係にある二者が」とある。この二者が何を指すかという、制度を知っている者ならばパートナーシップを結ぼうとする二者と読めるが、読みようによっては親と子の二者も定義に当てはまってしまう。パートナーシップ関係を結んだあとで作られていく一つの関係性がファミリーシップではと思うが、言葉の整理が必要。

会 長：自治体は文言について他の自治体の前例を踏襲して作りがちだが、言葉の整理は分かりやすくした方がよいと思う。

また、今後の広報等の中で先ほどの男女の制服問題についても触れられるとよい。高校の性教育に関しては、学習指導要領の関係で性行為については教えられないことになっていると思う。そこで豊橋他、高校がどうするかというと、産婦人科医などを講師として呼び、講演という形で教育する方法を取っている。避妊の知識がないまま妊娠してしまった未成年や、若年の女性が困っている状況を変えるため啓発活動をしている産婦人科の先生もおり、豊橋市では放課後子ども教室を利用して学校の外で若年層向けの性教育啓発に力を入れているケースもある。性行為を教えなければ避妊についても教えられない。学校で難しい場合は、社会教育などを利用する手もあるので、湖西市の高校でもぜひ検討してほしい。

**質問5** 市内の民間企業の福利厚生面はどのようになっているか。性的少数者の福利厚生までは追いついていないのが現状だと思うが、現時点の企業の考え方も知りたい。

会 長：扶養に関しては法的な制度なので企業の努力でどうにもならないが、企業内の制度であれば福利厚生面も多少カバーできる可能性はある。

委 員：会長も仰るとおり、税制面に関しては法律に従ってやるしかない。それ以外では、育児休暇や産前産後休暇、介護休暇があり、それも法律に則って会社のルールを作っているが、対象となる家族の範囲を見直すなど、プラスαの検討が必要になってくる。たとえば家族が亡くなった場合に取得できる特別休暇など、そういった中にも宣誓したパートナーを入れるなど。細かな条件など検討が必要だが、福利厚生面の拡充に繋がる。

会 長：会社独自で手当てを作ることはできるのか。

委 員：たとえば扶養手当の対象者に、宣誓制度を利用して家族になった方を対象とするかなど会社独自の制度として検討できると思う。

会 長：当事者にもカップルの内の一人が働きもう一人を扶養しているケースがあるため、ニーズが絶対にある。

委 員：保険証も法律に定められているため難しい。会社の独自制度の範囲で対応できるところは検討をしていくべきと思う。

会 長：商工会議所などで議題として検討していただくことも可能か。

委 員：たとえば市内企業が集まって月に一度開催する労務懇談会などでパートナーシップ制度を市が紹介し、企業の方で制度を活用した方のルールを検討したらという提案をいただいた方が話を進めやすい。その中で議論できることもあると思う。

**指摘10** 6月頃のある新聞では、湖西市議会の一般質問に関する記事としてパートナーシップ制度を導入する旨が掲載されていた。それから広報こさいでも、男女共同参画コラムという記事が隔月で掲載されており、興味深く読んでいる。一般市民はそういったところから情報を得ることが多い。要綱にも、市長が制度の趣旨について周知や啓発に努めるとあるので、市民が理解できるような内容で啓発していただきたい。詳細は言えないが、誹謗中傷の張り紙を貼られたなどの相談を受けたこともある。市民や地域の中での差別がなくなっていくように、啓発に力を入れていただきたい。

会 長：福祉の人権相談等にも声が寄せられることがあると思う。また、先日の意見交換会でも当事者の意見を反映して欲しいという意見があった。パブコメなどで寄せられるといいが、当事者の意見を聴収する先日のような機会を今後も持つとよい。意見交換会でも当事者の方の話は説得力があると感じた。

事務局：現状では、制度や当事者に対してそもそも関心がない人が多い。今後広報からポスターの掲示など様々な啓発を行うが、まずはそのポスターが目にとまる人を増やしたい。

委 員：浜松市では既に33組宣誓している。そういった制度の利用者に宣誓をした感想について話してもらいなど交流の場を提供できると、市内の当事者の励みになる。

委 員：他市でスクールカウンセラーをしているが、子どもの中にもLGBT当事者ではという子がいる。しかし学校現場ではどうしても「男女」に分かれることが多く、そうした子の扱いが変わってくる。先生向けのアンケートでは男女混合名簿をよく思わない方もいた。

委 員：名簿に関しては、かつては男女別で上に男子、下に女子という並びであったのが、男女混合になり、男女混合になった後も女子の横に記号をつけるなどの運用をしていたのが一般的だった。しかし現在、新居高校も含めて西部で3～4校はこの記号もなくしている。教員も名前だけ見て性別は分からない。性差を見えないようにしている動きになる。

会 長：制度導入前後で市民意識調査の結果がどの程度変わるかも興味深い。小さな市ではこうした制度の導入が難しいという話も聞いた。湖西市が始めることで、周りの市の励みにもなる。

#### 4. 閉会

会 長：以上で令和3年度第2回男女共同参画審議会を終了する。本日出せなかった意見は後日でも事務局に連絡してほしい。

以上

この会議録の内容をもって、(仮称)湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に対する湖西市男女共同参画審議会の意見とする。

湖西市男女共同参画審議会 会長 檜村 愛子